

障 心身障害者医療費助成制度及び  
親 ひとり親家庭等医療費助成制度の改正について(お知らせ)

東京都福祉保健局保健政策部医療助成課

東京都におきましては、下記のとおり心身障害者医療費助成制度(以下「マル障」という。)及びひとり親家庭等医療費助成制度(以下「マル親」という。)の改正を行いますので、お知らせします。

1 マル障及びマル親の一部負担額の変更(令和元年8月1日から)

(1) 制度改正内容

マル障及びマル親における一部負担金の負担上限額について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正(平成30年8月施行)に伴い、次のとおり改正しました。

➤住民税課税者(課税世帯)

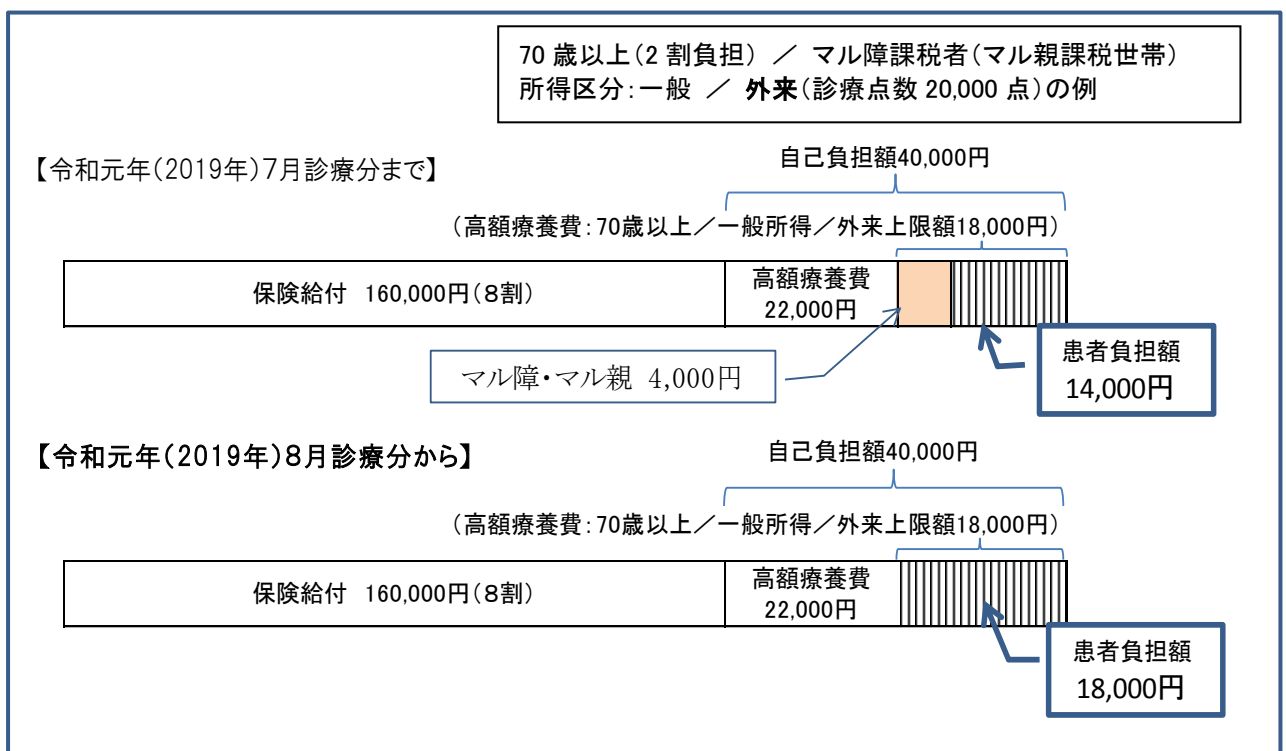
		平成30年8月診療分から 令和元年7月診療分まで	(改正) 令和元年8月診療分から
負担割合		1割	1割
負担 上限	外来	14,000円 年間上限※144,000円	<b>18,000円</b> 年間上限144,000円
	入院	57,600円 多数回該当44,400円	(変更なし)

※年間上限額の算定期間は、毎年8月診療分から翌年7月診療分まで

➤住民税非課税者(非課税世帯) : 現行どおり(通院・入院とも負担なし)

(2) 改正に伴う新たな算定方法

マル障課税者(80136・・・)、及びマル親課税世帯(81136・・・)の外来に係る費用計算については、次のとおりとなります。



(2) 医療機関における多数回該当及び外来療養に係る年間上限額の扱いについて

(変更なし)

ア マル障制度における留意点

マル障制度では、医療機関窓口負担額が負担上限額を超えた場合、その超えた金額を「高額医療費」として、受給者本人に支給する仕組みとなっています。多数回該当及び外来療養に係る年間上限額についても、この仕組みにより都から受給者本人に高額医療費として支給することとなります。従って、医療機関窓口においては、下記の上限額まで徴収してください。

【平成 30 年(2018 年) 7 月診療分まで】	外来	12,000 円	入院	44,400 円
【平成 30 年(2018 年) 8 月診療分から 令和元年(2019 年) 7 月診療分まで】	外来	14,000 円	入院	57,600 円
【令和元年(2019 年) 8 月診療分から】	外来	<u>18,000 円</u>	入院	57,600 円

イ マル親制度における留意点

マル親制度では、医療機関窓口負担額が負担上限額を超えた場合、受給者がお住まいの区市町村に申請することにより、後日払い戻しを受けることができます。

- 1) 個人ごとに支払った外来一部負担金の合計が、1 か月 18,000 円 (上限額については上記のとおり) を超えた場合
- 2) **親**世帯ごとに支払った一部負担金の合計が、1 か月 57,600 円 を超えた場合  
〔過去 12 か月以内に 3 回以上、上限額に達した場合は、4 回目からは「多数回」となり上限額が下がります。〕
- 3) 外来一部負担金の合計 (上記※ 1・2 で支給された額を除く) が、年間で 144,000 円を超えた場合

制度概要・最近の変更内容・レセプト記載例等は東京都福祉保健局ホームページを御参照ください。

東京都福祉保健局トップ⇒分野からのご案内「医療・保健」⇒医療助成

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/josei/index.html>

問い合わせ先 東京都福祉保健局保健政策部医療助成課

**障** マル障担当 03 (5320) 4571

**親** マル親担当 03 (5320) 4282